

## 第9 雇用・就労のために

### 1 相談の窓口

#### (1) 公共職業安定所

障害のある方に対して職業紹介等職業に関するあらゆる相談について、きめ細やかな相談に応じています。特に公共職業安定所には専門の職員が配置されています。

安定所名	所在地	電話番号、ファックス番号
ハローワーク奈良	〒630-8113 奈良市法蓮町 387 (奈良第3地方合同庁舎内)	TEL 0742-36-1601
ハローワーク大和高田	〒635-8585 大和高田市池田 574-6	TEL 0745-52-5801
ハローワーク桜井	〒633-0007 桜井市外山 285-4-5	TEL 0744-45-0112
ハローワーク下市	〒638-0041 吉野郡下市町下市 2772-1	TEL 0747-52-3867
ハローワーク大和郡山	〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1	TEL 0743-52-4355

#### (2) 奈良障害者職業センター

障害のある方に対して、ハローワーク（公共職業安定所）と協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害のある方の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

所在地	〒630-8014 奈良市四条大路4丁目 2-4 TEL 0742-34-5335 FAX 0742-34-1899
-----	---

#### (3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電話番号
なら障がい者就業・生活支援センター コンパス	〒630-8441 奈良市神殿町656番地の4	TEL 0742-93-7535 FAX 0742-93-7537
なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	〒633-0091 桜井市桜井232 かわビル3階302号室	TEL 0744-43-4404 FAX 0744-43-4404
なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2	TEL 0743-85-7702 FAX 0743-85-7703
なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	〒634-0812 橿原市今井町2-9-19 今井長屋1	TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7181
なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJob	〒638-0821 吉野郡大淀町下淵158-9	TEL 0747-54-5511 FAX 0747-54-5501

## 2 就業・雇用促進

障害のある方の雇用促進及び職業の安定については、雇用対策法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法等によって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	<p>障害のある方に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練を奈良県立高等技術専門校で行っています。</p> <p>訓練期間は1年(4月入校)</p> <p>※奈良県立高等技術専門校 販売実務科 〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440 Tel 0745-44-0565 Fax 0745-44-1057</p>	<p>①訓練費用は無料</p> <p>②雇用対策法が適用される場合、要件によっては訓練手当(a~c)が支給される場合があります。</p> <p>a 基本手当 (1日3,530~4,310円)</p> <p>b 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数:40日分)</p> <p>c 交通費支給</p>	ハローワーク (公共職業安定所)

項 目	内 容	金 額 等	問い合わせ先
公共職業訓練 (障害者の多様なニーズに対応した委託訓練)	実践能力習得訓練コース 訓練期間、訓練時間：標準1ヶ月 (1ヶ月あたり100時間程度) 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等に委託して、障害のある方が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施しています。 具体的には、奈良県が事業所様と訓練の委託契約を締結し、障がい者を受け入れていただき、1ヶ月間、実際の業務に沿った職業訓練を行っていただくもので、訓練終了後に、委託料をお支払いします。	訓練費用は無料	ハローワーク (公共職業安定所)
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするため、都道府県が事業所に委託して訓練を実施するもので、訓練修了後は、事業所に雇用されることを前提としています。 訓練期間は通常6か月(重度障害者は1年)以内	①訓練手当(訓練生) (1日 3,530~3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数:40日分) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 月額 24,000円 (重度 25,000円)	//
短期職場 適 応 訓 練 (職場実習)	実際に従事する仕事を体験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させ、作業環境に適応することを容易にするもので、都道府県が事業主に委託して行います。訓練期間は2週間(重度障害者は4週間)以内	①訓練手当(訓練生) (1日 3,530~3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 日額 960円 (重度 1,000円)	//